



2021年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 北日本銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 石塚 恭路  
(コード番号 8551 東証第一部)  
問 合 先 取締役経営企画部長 小寺 雄太  
(TEL 019-653-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第117期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同定時株主総会に付議予定の監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、2021年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを通じて、企業価値向上に取り組むことを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(予定)  
定款変更の効力発生日 2021年6月25日(予定)

以 上

【別紙】定款変更内容

現 行 定 款	変 更 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。	第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
<b>第 3 章 株主総会</b>	<b>第 3 章 株主総会</b>
第 13 条～第 14 条 (条文省略)	第 13 条～第 14 条 (現行どおり)
(議 長)	(議 長)
第 15 条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。	第 15 条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。
取締役頭取事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	取締役頭取に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。
第 16 条～第 18 条 (条文省略)	第 16 条～第 18 条 (現行どおり)
<b>第 4 章 取締役および取締役会</b>	<b>第 4 章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u></b>
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当銀行の取締役は、12名以内とする。	第 19 条 当銀行の取締役( <u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、12名以内とする。
(新設)	② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選 任)	(選 任)
第 20 条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 当銀行の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(取締役会)

第22条 (条文省略)

② 取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(任 期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会)

第22条 (現行どおり)

② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(新設)

第25条 (条文省略)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第26条 (条文省略)

- ② 前項の役付取締役は、取締役会の決議によって取締役中から選定され、取締役頭取は当銀行を代表する。
- ③ (条文省略)

(新設)

第27条 (条文省略)

(新設)

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

第26条 (現行どおり)

(取締役への委任)

第27条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 (現行どおり)

- ② 前項の役付取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定され、取締役頭取は当銀行を代表する。
- ③ (現行どおり)

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第30条 (現行どおり)

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(削除)

(削除)

<p><u>(選任)</u></p> <p><u>第29条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第31条 監査役をもって監査役会を組織する。</u></p> <p><u>② 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第34条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

第6章 会計監査人

第35条～第36条 (条文省略)

第7章 計 算

第37条～第40条 (条文省略)

(新設)

第5章 会計監査人

第32条～第33条 (現行どおり)

第6章 計 算

第34条～第37条 (現行どおり)

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第117期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。